

平成29年度 チャレンジ文化活動事業
追加募集要項

【事業の趣旨】

文化芸術団体等が、自らの創意工夫に基づいて企画・運営し、活動を高めるような創造性やチャレンジ性のある公演・取組を支援することで、県民が主体的に文化に親しむ機会を充実させ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムへの参加を促進するとともに、平成32年度国民文化祭実施のための体制整備を進め、宮崎県の文化活動の活発化を図る。

【助成内容】

○助成対象団体

次に掲げる事項の全てを満たす文化芸術団体等が応募することができます。

- 1 県内に所在地または活動の拠点を有する団体
- 2 一定の活動実績があり、かつ事業を完遂できる見込みがあること
- 3 定款又は規約を有し、代表者または責任者が明確で、団体として独立した経理を行うことができること
- 4 政治活動または宗教活動を目的としないこと
- 5 団体並びに団体の代表者及び役員（任意団体にあつては代表者及び役員に準ずる職務を担う者をいう。以下これらを総じて「代表者等」という。）が、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと
- 6 特定公職者（候補者を含む。）、政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とした団体でないこと

○助成対象事業

次に掲げる事項の全てを満たし、県内文化芸術の振興に寄与すると公益財団法人宮崎県芸術文化協会（以下「協会」という。）会長が認める事業を支援対象とします。

- 1 下記の区分のいずれかにあてはまる事業

日本文化の再認識・継承・発展	日本及び県内の風土の中で形成、熟成させ、発展させてきた日本及び県内の文化を再認識するとともに、その素晴らしさについて理解を促し、文化伝統を正しく伝える事業
次世代育成	県内における文化活動の次世代育成の輪を広げ、地域間の交流を推進するとともに、次世代の育成により地域活動の活性化や新たな取組の展開につながる事業
県民参加奨励	新たな文化関心層の開拓につながる事業、多数の県民の参加を伴う事業等、県民参加の仕組みや仕掛けに顕著な工夫が認められる事業

文化力強化	一流の芸術家を招へいし、その指導を得たうえで行う成果発表事業等、団体が文化活動のレベルアップを伴いながら実施する事業
文化交流	文化芸術を通じた世代間交流、アーティスト同士の交流による発進力の強い事業、異文化交流事業等、「交流」をキーワードにした新たな参加者を見込める先駆的・創造的な事業

- 2 新規性・創造性のある事業であること
- 3 継続的に実施できる見込みのある事業であること
- 4 当該助成金を除く財源の調達が確実にできる見込みがあること
- 5 特定の個人又は団体の親睦を目指す事業でないこと
- 6 単なる文化教室等の発表会や講演会等でないこと
- 7 寄附を目的とするものでないこと
- 8 営利を目的とするものでないこと
- 9 当該事業に対し、県から他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと
- 10 原則として、内閣官房オリパラ事務局が推進する文化プログラム「beyond 2020 プログラム」に申請する取組であること

< beyond 2020プログラムの認証要件 >

○日本文化の魅力を発信する事業・活動であること

※日本文化とは、伝統的な芸術からクールジャパンとして世界が注目するコンテンツ、和食などの食文化、祭りや工芸品など、多様なものを含んでいます。

○多様性・国際性に配慮した、以下のいずれかを含んだ事業・活動であること

ア 障害者にとってのバリアを取り除く取組

イ 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組

○beyond 2020プログラムの詳細については、

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/beyond2020/
を参照してください。

○事業の実施期間

平成29年11月1日から平成30年2月28日までに事業を実施し、完了する事業。

※交付決定は、平成29年11月1日を予定しており、採択できない場合もありますので、助成金の交付を前提とした事業着手は行わないでください。助成金の交付がなければ事業が実施できない場合は、採択・不採択の結果通知を待ってください。なお、助成金の交付決定前の活動経費は対象となりません。

○助成対象経費

事業を実施するために必要な直接的経費で、下記に定めるもの

費目	内容
使用料及び賃借料	発表及び練習会場使用料、大道具・小道具（かつら・衣装・楽譜等）賃借料、機械等リース・レンタル料、会議室使用料等
通信運搬費	大道具・楽譜等運搬費、事務連絡用電話代等、郵便代 等
消耗品費	舞台・大道具製作材料代、小道具購入費等
食糧費	開催当日弁当代、会議茶菓代 等
印刷製本費	ポスター・パンフレット・チケット等印刷代、台本作成費
賃金	当日会場設営アルバイト、受付アルバイトの賃金
報償費	演出謝金、演奏謝金、指揮者謝金、振付謝金、出演料等
委託料	照明管理委託、記録撮影委託、音響管理委託、振付・かつら・床山・メーカーキャップ・作詞・作曲・台本作成等の委託 等
手数料	ピアノ調律費、入場券販売手数料、振込手数料 等
宣伝費	テレビ・ラジオ・新聞広告等
著作権料	著作権使用料
旅費	交通費、宿泊費等

※助成対象外経費は次のとおりです。

- ア 創立記念式典及び表彰式等に要する経費
- イ 練習時の報償費（遠方から招へいする特別ゲストを除く。）
- ウ 原則として、団体内部の出演者、従事者に対する報償費、委託料
- エ その他助成対象として適当でないと協会長が判断したもの

○助成金

- 1 助成金の額は、助成対象経費から入場料収入等を控除した額（限度額50万円）とします。

※複数の団体が合同で実施する場合には、協会が認める額を限度とします。

- 2 助成金は、チャレンジ文化活動事業補助金交付要綱に基づき交付します。

○応募書類

別紙様式のとおり。

提出された書類は返却しませんので、必ず控えをとっておいてください。

提出後の差し替えはできませんので、再度のチェックをお願いします。

○応募期間

平成29年8月1日から9月29日まで

○応募書類の提出期限

平成29年9月29日必着（持参の場合は、当日午後5時まで）

○提出先

〒880-0804 宮崎市宮田町3番46号 県庁9号館3階

公益財団法人宮崎県芸術文化協会

電話：0985-31-2780 FAX：0985-31-2782

※提出は持参若しくは郵送に限ります。（FAX、メールでの応募はできません）

郵送の場合は必ず電話で、協会に到着確認を行ってください。

送付中の事故については、当方では責任を負いかねますので御了承ください。

【審査】

応募のあった助成事業について、第1次審査及び第2次審査を行い、採択事業を決定します。

○第1次審査（書面審査）

協会において、応募書類に基づき書面審査を行います。

○第2次審査

第1次審査を通過した応募団体による、プレゼンテーションを行い、審査会による審査を実施します。

審査会において、プレゼンテーションの結果および事業内容等を総合的に審査し、採択・不採択を決定します。

なお、プレゼンテーションに参加しない団体の事業は、理由に関わらず不採択とします。

○審査基準

第1次及び第2次審査の基準は別表のとおりです。

【助成金の交付決定及び事業実績報告等】

○助成金の交付決定

採択された事業については、「チャレンジ文化活動事業補助金交付申請書」を別に指定する期日までに提出してください。なお、採択にあたっては条件を付けることがあります。

○事業実績報告書

助成事業が終了したときは、事業完了日から30日以内又は平成30年2月28日のいずれか早い日までに事業実施報告書に必要な書類を添付して提出してください。

この際、領収書等の支出証拠書類についても提出していただきますので、会計管理についても適正に行ってください。

○助成金の交付

事業実施報告書が適正と認められる場合は、交付すべき助成金の額を確定し、通知します。通知を受けた事業者は、補助金交付請求書を提出してください。適正な請求書を受理した後、助成金を交付します。

なお、助成金は精算払いとし、前払いや概算払いは行うことができませんのでご注意ください。

○募集要項、応募用紙の配布等

- ・様式は協会のホームページからダウンロードできます。<http://miyazakigeibun.jp/>
- ・協会でも配布いたします。
- ・郵送による配布を希望される方は、封書表面に「チャレンジ文化活動事業追加募集要項希望」と明記し、返送用封筒（角形2号・A4サイズ）を同封の上、協会まで郵送してください。返送用封筒には、郵送を希望される場所の郵便番号・住所・氏名を記入し、郵便切手140円を貼付してください。

（郵送先）〒880-0804 宮崎市宮田町3番46号 県庁9号館3階
公益財団法人宮崎県芸術文化協会 宛て

○応募書類の記載方法

- ・所定の用紙に、簡潔明瞭に記載してください。
- ・書類は原則として、ワープロ、パソコンで作成してください。
- ・用紙のサイズはA4サイズで統一し、様式の記載欄は必要に応じて枠を調整してください。なお、参考資料で既存のパンフレット等を添付する場合は、そのままの大きさを結構です。

○応募に係る費用負担

応募に係る費用（プレゼンテーション時の準備・発表等に要する経費も含みます。）及び事業実施後の報告に係る費用は、全て応募者の負担になります。

【別表】

○ 第1次審査基準

- ・ 応募団体が上記「助成対象団体」の要件を全て満たしていること
- ・ 応募事業が上記「助成対象事業」の要件を全て満たしていること
- ・ 宮崎県の文化芸術の振興に寄与すると認められること
- ・ 単なる構想でなく、実現可能な内容となっていること

※応募多数の場合は、第2次審査基準も考慮して審査する場合があります。

○ 第2次審査基準

目標設定の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・ 要件を踏まえた的確な事業目的が設定されているか。・ 指定したテーマ（「日本文化の再認識・継承・発展」「次世代育成」「県民参加奨励」「文化力強化」「文化交流」）に応えるものとなっているか。・ 目的の設定にあたっては地域の課題や団体の現状、応募分野を取り巻く状況等を踏まえているか。
手段の有効性	<ul style="list-style-type: none">・ 手法、内容等が明瞭で、事業目的の達成のために効果的かつ効率的なものとなっているか。・ 一定の事業効果が見込めるか。
公共性	<ul style="list-style-type: none">・ 不特定多数の者に効果が還元される公共性の高いものであるか。
創造性	<ul style="list-style-type: none">・ 企画内容に新規性があり、創造力に富んだものであるか。
<u>【最重点審査項目】</u>	
継続性・発展性	<ul style="list-style-type: none">・ 今後の継続や発展が見込めるか。
実効性	<ul style="list-style-type: none">・ 団体の事業の遂行能力は十分か。・ 事業計画は実現可能なものか。・ 経費の積算は適切か。
<u>【重点審査項目】</u>	